

新潟県条例第29号

新潟県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例

新潟県迷惑行為等防止条例（平成12年新潟県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>県民及び滞在者等に著しく迷惑をかける行為等を防止し、もってその平穏な生活を保持することを目的とする。</u></p> <p>(痴漢行為等の禁止)</p> <p><b>第2条</b> 何人も、道路、公園、広場、駅、空港、ふ頭、興行場、飲食店その他の公衆が出入りすることができる場所（以下「公共の場所」という。）又は自動車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他の公衆が利用することができる乗物（以下「公共の乗物」という。）<u>にいる人に対して、正当な理由がないのに、不安を覚えさせ、又は羞恥させるような行為であって、次に掲げるものをしてはならない。</u></p> <p>(1) 衣服等の上から、又は直接身体に触れる<u>行為で卑わいなもの</u></p> <p>(2) 人が通常衣服等で隠している下着又は身体をのぞき見し、又は無断で撮影すること。<u>ただし、第3項に該当するものを除く。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。ただし、第4項に該当するものを除く。</u></p> <p>2 <u>何人も、集会所、事務所、教室、タクシーその他の特定かつ多数の者が利用するような場所又は乗物にいる人に対して、正当な理由がないのに、不安を覚えさせ、又は羞恥させるような行為であって、前項第2号に掲げるものをしてはならない。</u></p> <p>3 <u>何人も、住居、浴場、更衣室、便所その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいるような場所にいる人に対して、正当な理由がないのに、不安を覚えさせ、又は羞恥させるような行為であって、第1項第2号本文に規定するものをしてはならない。</u></p> <p>4 <u>何人も、正当な理由がないのに、前3項の場所又は乗物を使用する人の通常衣服等で隠している下着又は身体を無断で撮影する目的で、写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器を向け、又は設置してはならない。</u></p> <p>(粗暴行為の禁止)</p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>公衆に著しく迷惑をかける行為等を防止し、もって県民及び滞在者等の平穏な生活を保持することを目的とする。</u></p> <p>(痴漢行為等の禁止)</p> <p><b>第2条</b> 何人も、道路、公園、広場、駅、空港、ふ頭、興行場、飲食店その他の公衆が出入りすることができる場所（以下「公共の場所」という。）又は自動車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他の公衆が利用することができる乗物（以下「公共の乗物」という。）<u>において、正当な理由がないのに、他人に対し、不安を覚えさせ、又はしゅう恥させるような卑わいな行為であって、次に掲げるものをしてはならない。</u></p> <p>(1) 衣服等の上から、又は直接身体に触れる<u>こと。</u></p> <p>(2) 人が衣服等で隠している下着又は身体をのぞき見し、又は無断で撮影すること。</p> <p>(催物における混乱誘発行為等の禁止)</p>

### 第3条 (略)

2 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、刃物、鉄棒、木刀その他の人の身体に危害を加えるのに使用されるおそれがある物を、人に不安を覚えさせるような方法で携帯してはならない。

(つきまとい行為等の禁止)

**第6条** 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等を除き、第1号から第4号まで及び第5号（電子メールの送信等に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復してはならない。

(1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

(2)・(3) (略)

(4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をする事。

(6)・(7) (略)

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 前項第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

(1) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信

### 第3条 (略)

(つきまとい行為等の禁止)

**第6条** 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等を除き、第1号から第4号までに掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復してはならない。

(1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。

(2)・(3) (略)

(4) 著しく粗野若しくは乱暴な言動をし、又は郵便等により、若しくはファクシミリ装置を用いて、若しくは電子メールにより、著しく粗野若しくは乱暴な表現を用いた文書を送付し、若しくは送信すること。

(5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて、若しくは電子メールにより送信すること。

(6)・(7) (略)

(8) その性的しゅう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的しゅう恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。)の送信を行うこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。